

令和7年度 伊那市協働のまちづくり交付金事業 を募集します

西箕輪地域協議会

◆募集期間◆

令和7年2月25日（火）から5月2日（金）まで



西箕輪地域協議会の審査により決定

※申請状況により、追加で事業の募集を行う場合もあります。

西箕輪地域協議会では、令和7年度伊那市協働のまちづくり交付金事業の募集を行います。
この交付金は、地域の皆さんが自ら地域の課題解決や地域振興のために行う実践的な活動を支援するための交付金です。

皆さんのアイデアや工夫で地域づくりが活発化し、「住みよいまち」になりますよう、地域づくり活動に取り組んでみませんか。

◆事業実施団体◆

自治組織（区、常会、自治会など）、地域づくり団体・グループ（5人以上） 等

◆交付金の規模◆

西箕輪地域自治区（西箕輪地域協議会） 予算額案 1,603,000円

申請された事業を地域協議会が審査・選考し、採択された事業には、予算の範囲内で交付金を配分します。（審査・選考で実施団体からヒアリングを行います。）

◆対象となる事業◆

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ①地域の活性化につながる事業 | （活性化） |
| ②地域課題に対し、独自のアイデアや視点を持って行う特色ある事業 | （独創性） |
| ③地域の利益や不特定多数の者の利益につながる、地域住民参加型の事業 | （公益性） |
| ④波及効果や今後の活動の発展が期待できる事業 | （発展性） |
| ⑤計画が具体的で、近い時期において実現可能な事業 | （具体性） |
| ⑥概ね3年程度で、自立した活動になることが期待できる事業 | （自立性） |
| ⑦住民、地域、行政による協働が期待できる事業 | （協働性） |

◆対象とならない事業◆

- ①毎年開催されているもので、当然実施されるべき地域の事業
- ②ほとんどが、業者等への委託で行う事業
- ③備品購入等で、設備の充実を図るのみの事業
- ④本来自治体が行うべき事業
- ⑤単発のイベント
- ⑥公益性に乏しい事業
- ⑦市に同様の制度がある事業
- ⑧事業の目的と実施が、法的に問題なく実施可能な事業
- ⑨団体の経常経費、施設維持等に利用する事業

◆対象となる経費◆

対象事業の実施に要する経費から特定財源と対象外経費を控除した経費

【特定財源】

他の補助金、支援金、事業収入など

【対象外経費】

団体・施設の運営費、人件費、慰労会等の飲食費、汎用性の高い備品購入費など

◆事業充当率（補助率）◆

10/10 以内（千円未満は切り捨て）

◆事業実施期間◆

交付決定の日（令和7年6月予定）から令和8年3月31日まで

◆申込方法◆

- ①「伊那市協働のまちづくり交付金事業計画書兼申請書」に、添付書類（事業内容、予算書、見積書など）を添え、募集期間内に西箕輪地域自治区事務所（伊那市役所西箕輪支所）にご提出ください。
- ②申請書の様式は、下記の窓口で配布しています。また、伊那市公式ホームページからもダウンロードできます。

◆その他◆

この事業は、令和7年度実施予定ですが、来年度予算成立前のため、議会での予算承認がなされない場合は、事業を実施しません。

問い合わせ先

西箕輪地域自治区事務所（西箕輪地域協議会事務局） 伊那市役所西箕輪支所

〒399-4501 伊那市西箕輪4000番地8

TEL 0265-72-2319 FAX 0265-74-1263

e-mail nms@inacity.jp

Q & A

①どのような活動が対象になるのでしょうか？

区や常会、自治会、または市民でつくる5名以上の団体等が、独自のアイデアにより、自らが主体となって行う公益的な地域づくりの実践活動で、先駆的かつ他の地域への波及効果が期待できる事業が対象になります。

地域に根ざし、地域を良くしようとする特色ある活動ならば、分野は自由です。ただし、団体・個人の資産形成や備品購入のみの事業は対象外です。

②どのような支援が受けられますか？

活動のために必要な経費（講師謝礼、交通費、資料作成費、材料費、消耗品費、機械等借上料、会場使用料など）を支援します。

③どのように事業や申請額を決めるのですか？

申請のあった事業を地域協議会で審査し、交付事業を決定します。結果は申請団体に直接通知します。（選考の基準：趣旨の整合性、活動の主体性、先駆性、発展性、期待できる効果等）

④自己資金が必要ですか？

対象経費については、基本的に全額交付します。ただし、支援金の額は地域協議会によって決定されますので、申請した額が全て補償されるものではありません。また、千円未満の金額は切り捨てとなりますので、自己資金が必要です。事業内容によっては、会費や参加費など自己資金の確保をお願いします。

⑤対象にならない経費は具体的にどのようなものですか？

活動に要する経費でも、団体の人件費・施設管理費、飲食費のすべて、参加者記念品などは対象外です。

⑥活動報告及び経費の管理方法は？

活動の状況は写真等で管理していただき、経費の管理は出納簿や証拠書類によります。事業完了後の報告に必要となりますので、適切な処理をお願いします。

また、活動内容はホームページ、広報誌、報告会等で公開させていただきます。

令和6年度の交付実績

団 体 名	事 業	内 容	事業費	交付金額
上戸区	地物の有効利用	上戸区内の耕作放棄地から穫れた地物(じもの)の有効利用	765,192円	765,000円
吹上区	前平のサワラ保護柵等復旧	県の天然記念物である前平のサワラの周辺を整備することにより、見学者等に満足してもらえる環境形成	845,830円	807,000円

※市公式ホームページにて、上記以外の事業についても掲載していますので、参考にしてください。

交付金活用事例

OK

【事業】

地域の活性化、安心・安全な地域づくり、福祉の充実、環境の保全、景観形成、伝統文化の振興、地域産業の振興などを目的とする事業

- ・ 森林活用による木工産業等の振興
- ・ 耕作放棄地の活用
- ・ 地域特産品の開発（ブランド化）
- ・ 空き家、空き店舗を活用した地域活性化
- ・ 買い物弱者支援
- ・ 子育て支援（相談・交流事業など）
- ・ 子どもの郷土愛を育む活動
- ・ まちじゅう〇〇プロジェクト（そば畑、花畑、イルミネーション）
- ・ 観光スポット構築
- ・ 特徴ある地域文化・芸能の情報発信 など

【経費】

- ・ 環境整備活動等に対する労力の対価（日当及び費用弁償）
- ・ 地域づくりフォーラムやワークショップの際の外部講師への謝金
- ・ 地域資源保全のための作業に必要な草刈り機などの備品
- ・ 特産品の開発などの事業実施に必要な食材の購入
- ・ 空き家・空き店舗の賃借料
- ・ 事業推進上の農作物等の種苗代
- ・ 情報発信に必要なパソコン購入費及び通信費 など

NG

【事業】

地域の活性化や地域づくりに結びつかない事業

- ・ 政治、宗教、営利を目的とする事業
- ・ 恒常的に実施している地域のスポーツ大会・文化祭等の事業（交付金がなくとも実施するもの）
- ・ 単に施設整備や物品購入のための事業
- ・ 個人の資産形成や給付等の補助的事業 など

【経費】

- ・ 団体・施設の運営費及び人件費
- ・ 慰労会等の飲食費
- ・ 道路改修費など行政が行うべきもの（原材料の支給を受けて、住民自らが施工するものを除く。）
- ・ イベントへの参加賞や賞品などの経費
- ・ 公民館のエアコン設置・コピー機購入などの経費
- ・ 移住者等への入区費補助
- ・ 交付金の積立（基金造成） など